めの基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十一号。以下この条において「レバレッジ比率告示」という。）第六条に規定する総エクスポージャーの額に３％を乗じて得た額その他これに類するものの額のうちいずれか大きい額

ロ　銀行等以外の場合　金融商品取引法第四十六条の六に規定する保有する有価証券の価格の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額その他これに類するものの額、又は銀行告示第十四条第一号に規定する算式の分母におけるオペレーショナル・リスク相当額の合計額その他これに類するものの額のうちいずれか大きい額（ただし、金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した額を加えた額とする。）

二　持分法が適用される子会社等の場合　次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるところにより計算した額

イ　銀行等の場合　前号イの規定に基づく額に持分比率を乗じて得た額

ロ　銀行等以外の場合　前号ロの規定に基づく額に持分比率を乗じて得た額（ただし、金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した額を加えた額とする。）

３　第一項第二号に掲げる固有の資本要件を持たない非保険金融子会社等に係る所要資本の額は、次の各号に掲げる連結子会社等又は持分法が適用される子会社等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した額とする。

一　連結子会社等の場合　次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるところにより計算した額

イ　銀行等の場合　レバレッジ比率告示第六条に規定する総エクスポージャーの額に４％を乗じて得た額その他これに類するものの額

ロ　銀行等以外の場合　直近三年間における総収入（業務粗利益その他これに類するものの額から、国債等債券売却益及び国債等債券償還益を除き、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却及び役務取引等費用を加えたものをいう。以下この条において同じ。）の平均値（ただし、中間期末にあっては、前事業年度末時点の直近三年間における総収入の平均値とする。）に15％を乗じて得た額（ただし、金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した額を加えた額とする。）。

二　持分法が適用される子会社等の場合　次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるところにより計算した額

イ　銀行等の場合　前号イの規定に基づく額に持分比率を乗じて得た額

ロ　銀行等以外の場合　前号ロの規定に基づく額に持分比率を乗じて得た額（ただし、金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した額を加えた額とする。）

４　第一項第三号に掲げる非金融子会社等に係る所要資本の額は、次の各号に掲げる連結子会社等又は持分法が適用される子会社等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより得られる額の絶対値に、当該連結子会社等又は持分法が適用される子会社等の発行する株式が第百十六条第二項本文に規定する株式に該当する場合は35％を、当該連結子会社等又は持分法が適用される子会社等の発行する株式が第百十六条第四項本文に規定する株式に該当する場合は48％を、その他の場合は49％を乗じて得た額とする。ただし、金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した額を加えた額とする。

一　連結子会社等の場合　実質価額から前章第二節第四款に規定するTier１適格資本の調整の額及び前章第三節第四款に規定するTier２適格資本の調整の額のうち当該連結子会社等に係る額を控除した額

二　持分法が適用される子会社等の場合　持分法による評価額

第六章　内部モデル手法

（内部モデル手法の承認）

第百五十八条　報告保険会社等は、金融庁長官の承認を受けた場合に、前章（第九十一条を除く。）の規定にかかわらず、内部モデル手法（この章に定めるところにより、報告保険会社等独自のモデルを用いて所要資本の額を算出する手法をいう。以下この章において同じ。）を用いて適用対象に係る所要資本の額を算出することができる。

２　内部モデル手法採用社（前項の承認を受けて内部モデル手法を使用する報告保険会社等をいう。以下この章において同じ。）は、金融庁長官の承認を受けた場合に限り、次の各号に掲げる内部モデル手法に係る変更を行うことができる。

一　第百六十条第二項に規定する承認申請書の添付書類の記載事項の重要な変更

二　第百七十条第二項第一号及び第二号に規定する内部モデル手法等（内部モデル手法及び当該内部モデル手法に関する経営管理態勢をいう。以下この項、第百七十条及び第百七十一条において同じ。）の重要な変更

三　第百七十条第二項に規定する内部モデル手法等の変更方針の変更

（内部モデル手法の適用対象）

第百五十九条　前条の内部モデル手法の適用対象は、第九十条第一号に規定する巨大自然災害リスクの額とする。ただし、子会社化直後の特例手法適用子会社及び控除合算手法適用子会社（当該控除合算手法適用子会社について、第百八十二条に掲げる算式により控除合算手法を適用しない場合のソルベンシー・マージン比率の計算を行う場合を除く。）に係る額を除く。

（内部モデル手法に係る承認の申請）

第百六十条　内部モデル手法について第百五十八条第一項又は第二項の承認を受けようとする報告保